

平成24年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

第 I 編

市町村税の概要

目 次

第1編 市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第2編 総括資料

- 平成24年度市町村税の税率調
- 平成24年度市町村民税納税義務者数
- 平成24年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 平成24年度分所得割納税義務者数等（課税標準額の段階別）
 - 付表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
 - 付表6 合 計（付表1～付表5）
 - 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 平成24年度分に係る所得控除等の人員等（その1～その4）
- 平成24年度分個人県民税所得割額等
- 平成24年度分市町村民税の特別徴収義務者数（その1：給与特徴に係る分、その2：年金特徴に係る分）
- 平成24年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 平成24年度扶養控除人員別納税義務者数
- 平成24年度分市町村税の徴収に要する経費（その1～その6）
- 平成24年度固定資産税納税義務者数（法定免税点以上）
- 平成24年度固定資産税課税標準額及び構成比（法定免税点以上）
- 平成24年度土地の総括表（その1、その2）
- 平成24年度市町村別土地の地積（その1～その3）
- 平成24年度市町村別土地の決定価格等（その1～その3）

平成24年度市町村別土地の筆数（その1～その3）
平成24年度市町村別市街化区域農地の状況（その1～その3）
平成25年度土地に係る提示平均価額（その1田～その4山林）
所有者区分による家屋に関する調
木造家屋に関する調
木造以外の家屋に関する調
平成24年度家屋の変動に関する調（木造家屋）
平成24年度家屋の変動に関する調（非木造家屋）
家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造家屋）
家屋に係る概要調書の対前年度比較（非木造家屋）
平成24年度家屋の課税標準額及び新築住宅の計減税額等
平成24年度家屋の評価額及び課税標準額（法定免税点以上）
課税標準額等に関する調（法定免税点以上）
新築住宅の軽減等に関する調（その1～その6）
償却資産の価格等に関する調
償却資産の所有者別の価格等に関する調
償却資産の決定者別の価格等に関する調
課税標準額等に関する調（法定免税点以上）
償却資産に係る段階別納税義務者数に関する調
国有資産等所在市町村交付金
平成24年度軽自動車税に関する調
付表 平成24年度軽自動車の種類別課税台数（平成23年4月1日現在）
平成23年度特別土地保有税徴収実績
平成24年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数（法定免税点以上）
平成24年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数（その1、その2）
平成24年度都市計画税にかかる決定価格
平成24年度都市計画税にかかる課税標準額
平成23年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
平成23年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
平成23年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
平成23年度地方道路譲与税、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

第3編 付 属 資 料

- (1) 平成23年度市町村税（科目別）決算額調
- (2) 平成24年度普通交付税基準財政収入額

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向

I 総括的事項

平成24年度の税制改正においては、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 自動車取得税について、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置については、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした。
- (2) 固定資産税及び都市計画税について、平成24年度の評価替えに当たり、原則として従来土地に係る負担調整措置等を継続することとしたが、住宅用地に係る据置特例については、不公平是正の観点から廃止することとした。ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成24年度及び平成25年度に段階的な経過措置を講ずることとした。
- (3) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成25年度以後当分の間継続することとした。
- (4) 地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の特例措置等について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任することとした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者の特定支出控除について、前年中の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法32）。
 - ① 前年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
 - ② 前年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合125万円
- (2) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法45の2）。
- (3) 所得税の退職所得の受給に関する申告書の記載事項の整備に伴い、退職所得申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした（法50の7、

則2の5②)。

- (4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした(法附則4)。
- (5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした(法附則4の2)。
- (6) 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引かくたん等に係る費用の自己負担分を追加することとした(令7の14)。
- (7) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保存等について、所要の措置を講ずることとした(則2の3の2②、2の3の5②、2の5①)。

2 事業税

- (1) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から、当該資本金等の額の6分の5に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした(法附則9④)。
- (2) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講ずることとした(令22)。

3 不動産取得税

- (1) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした(令36の10②)。
- (2) 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産を取得した場合等について、非課税とする特例措置を講ずることとした(法73の4①、令37の5の2②③、則7の5の5①②)。
- (3) 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を10年以上(貸付け時において65歳未満である場合には、20年以上)受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行ったときは、徴収猶予の継続を認めることとする等所要の措置を講ずることとした(法附則12①~③、令附則10④⑤⑥~⑧、則附則4③⑫⑬)。
- (4) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした(法附則41⑭、令附則23⑨)。
- (5) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる家屋を居住困難区域(平成23年3月31日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法の規定により原子力

災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域（近く当該指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。以下「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下同じ。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、当該家屋の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（新築家屋にあっては1年）を経過する日までの間とすることとした（法附則51④、令附則31④、則附則22の3）。

- (6) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる土地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地とした上、当該土地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則51⑤、令附則31⑤、則附則22の3）。
- (7) 警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした上、当該農用地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則51⑥、令附則31⑥、則附則22の3）。
- (8) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第1種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供される土地を平成29年3月31日までの間に取得した場合について、課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則51の2②、令附則31の2①②④、則附則22の4②）。
- (9) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10の2①）。
 - イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10の2②）。
 - ウ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則11②）。
 - エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。

- オ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則４％）を３％とする特例措置の適用期限を平成２７年３月３１日まで延長すること（法附則１１の２）。
- カ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の２分の１とする特例措置の適用期限を平成２７年３月３１日まで延長すること（法附則１１の５）。

(10) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

- ア 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（旧法附則１１⑩、旧令附則７⑬⑭、旧則附則３の２の１４）
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則１１⑪、旧則附則３の２の１５）
- ウ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（旧法附則１１の４③④、旧令附則９の２①②、旧則附則３の２の２０）

(11) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 自動車取得税

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成２６年３月３１日まで延長することとした（法附則１２の２の２①）。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成２７年３月３１日まで延長することとした（法附則１２の２の２②③、則附則４の４）。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成２１年１０月１日（車両総重量が３．５ｔを超え１２ｔ以下のものは、平成２２年１０月１日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の１０分の９を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が２．５ｔ以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成１７年１０月１日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成１７年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成１７年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の４分の１を超えないこと。
 - (ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が、同法の規定により定められ

る製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150）を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる軽油自動車

① 乗用車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックに対し、平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の3②④、則附則4の5①～⑦、⑮～⑰）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が2.5 t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138）を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5 tを超え3.5 t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5 tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の3③④、則附則4の5⑧～⑰)。

ア 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値)以上であること。

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油輕中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の輕油自動車（4(5)において「低公害車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした（旧法附則12の2の3④～⑧、旧則附則4の5④～22）。
- (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（4(6)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加する等した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の5①～③）。
- ア 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
- ① 電気自動車
 - ② 4(2)イの天然ガス自動車
 - ③ プラグインハイブリッド自動車
 - ④ 4(2)エのガソリン自動車
 - ⑤ 4(2)オ①の輕油自動車
 - ⑥ 4(2)オ③の輕油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から30万円を控除すること。

- ① 4(3)アのガソリン自動車
- ② 4(3)イ③又は④の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。

- ① 4(4)アのガソリン自動車
- ② 4(4)イ③又は④の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から1,000万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5④、則附則4の6①②）。

(8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものは、200万円）を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑤、則附則4の6③④）。

(9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から100万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑥、則附則4の6⑤⑥）。

(10) 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日（アのトラックのうち車両総重量が22tを超えるもの及びイのトラックは、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑦、則附則4の6⑦～⑨）。

ア 車両総重量が8tを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「制動装置保安基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が13tを超えるトラック（けん引自動車に限る。）であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの

(11) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、次のとおり改めることとした。

ア 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の避難指示区域であって平成24年1月1日において警戒区域設定指示区域であっ

た区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則52②）。

- ① 自動車持出困難区域内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続してあった自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- ② 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等
- ③ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等また、当該特例措置の対象となる者の範囲を、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32③）。当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び自動車持出困難区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23②）。

イ 対象区域内自動車の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則52③）。また、当該特例措置の対象となる者の範囲を、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32④）。当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23②）。

5 軽油引取税

(1) 軽油引取税の課税免除の特例措置については、次に掲げる軽油の引取りに係るものを除き、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7、令附則10の2の2①⑥、則附則4の7）。

ア 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者のうち、電気通信回線設備を設置する者であって当該設備を不特定多数の者の通信の媒介等に供するものが、同条第2号に規定する電気通信設備のうち一定のものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合等の用途に限る。）に供する軽油の引取り

イ 放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設のうち一定のものの電源の用途に供する軽油の引取り

ウ 建設用粘土製品製造業を営む者が建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

エ 鉄鋼業を営む者がペレット、連続鑄造鋼片、条鋼等の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

オ 自動車教習所業で一定のものを営む者が当該者の道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた同法第98条第1項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置等を備えた機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

カ ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械等の動力源の用途に供する軽油の引取り

(2) 軽油引取税の課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成27年3月31日以後に経過する場合には、同日とすることとした（令附則10の2の2⑦）。

6 自動車税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、平成26年3月31日まで延長することとした（法附則12の3、則附則5、5の2）。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、及びエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成2

2年度基準エネルギー消費効率に100分の138)を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値(以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないものについて、税率を概ね100分の50軽減すること。

- ② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値)以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率を概ね100分の25軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に掲げる日の属する年度以後に税率を概ね100分の10重課すること。

- ① ガソリン自動車又はLPG自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

- (2) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。

ア 平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成26年3月31日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした(法附則54②)。

イ 対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が4(11)イの適用を受けることとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした(法附則54③)。また、当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び4(11)イの特例の適用を受けたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした(則附則23の2①)。

ウ 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした(法附則54⑦)。また、当該特例の適用に関

し、対象区域内用途廃止等自動車に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等自動車の登録事項等証明書等を当該対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則 2 3 の 2 ②）。

第 2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者の特定支出控除について、前年中の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法 3 1 3）。
 - ① 前年中の給与等の収入金額が 1, 5 0 0 万円以下である場合その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
 - ② 前年中の給与等の収入金額が 1, 5 0 0 万円を超える場合 1 2 5 万円
- (2) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法 3 1 7 の 2）。
- (3) 所得税の退職所得の受給に関する申告書の記載事項の整備に伴い、退職所得申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした（法 3 2 8 の 7、則 2 の 5 ①）。
- (4) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」という。）を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提供しなければならないこととした（法 3 1 7 の 6、令 4 8 の 9 の 8、則 1 0）。
- (5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとした（法附則 4）。
- (6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとした（法附則 4 の 2）。
- (7) 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引かくたん等に係る費用の自己負担分を追加することとした（令 4 8 の 7）。
- (8) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保存等について、所要の措置を講ずることとした（則 2 の 3 の 2 ②、2 の 3 の 5 ②、2 の 5 ①）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成 2 4 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置

を次のとおり講ずることとした。

- ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度分の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度分の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則17、18、18の3、22、24、25、25の3、27の5、28）。
- イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度分の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則18、25）。
- ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度分の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。
- エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則19、26）。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

- オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とすること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則19の4、27の2）。

カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度分の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする（法附則21、27の4、27の5）。

キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする（法附則21の2、27の4の2、27の5、29の7）。

(2) 平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした（法附則17の2、19の2、22）。

(3) (1)による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととする（法附則27の5）。

(4) 住宅用地又は三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、次の措置を講ずることとした（改正法附則9）。

ア 住宅用地に係る当該年度分の税額が、宅地等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とし、当該宅地等調整税額については、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。

イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

ウ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、市街化区域農地調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とし、当該市街化区域農地調整税額については、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。

エ ウにかかわらず、三大都市圏の特定市の市街化区域農地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

(5) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15 36、令附則11 43

～46、則附則 6 58, 59)。

- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換するものに限る。）のうち同法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後 3 年度間はその価格の 3 分の 2 とする特例措置を講ずることとした（法附則 15 37、則附則 6 60）。
- (7) 関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産とすることとした（法 349 の 3 24、令 52 の 10 の 7、則 11 の 11）。
- (8) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては 3 分の 2）を乗じて得た額（改正前 3 分の 2）とした上、その対象資産の取得期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 15 ⑩）。
- (9) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の 1 8 分の 1（改正前 1 5 分の 1）とした上、その適用期限を平成 26 年度まで延長することとした（法附則 15 ⑬、則附則 6 33）。
- (10) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成 20 年 12 月 1 日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則 4 1 ⑮）。
- (11) 原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除措置等について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則 5 5 の 2）。
 - ア 課税免除措置について、その対象資産を住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成 23 年度及び平成 24 年度のみ）とすること。
 - イ 減額措置について、その減額対象期間を課税免除措置の対象外となってから原則 3 年度分（改正前単年度分）とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成 24 年度のみ）とすること。
- (12) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成 23 年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難

区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑬、令附則33⑳）。

- (13) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（新築家屋にあっては1年）を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑭、令附則33㉓）。
- (14) 警戒区域設定指示区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑮、令附則33㉖）。
- (15) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成25年度まで（改正前平成23年度まで）に新たに固定資産税が課されるものとして（法附則15③）。
- イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年度まで延長すること（法附則15⑥）。
- ウ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15㉖）。
- エ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15㉗）。
- オ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15㉓）。
- カ 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成28年度まで延長すること（法附則15の3）。
- キ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附

則15の6)。

ク 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成26年3月31日まで延長すること(法附則15の7)。

(16) 次のとおり非課税措置等を改めることとした。

ア 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、無料又は低額利用に係る入所者の割合の算定方法の見直しを行うこと(則10の7の3⑦)。

イ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加すること(令49の15②)。

ウ 外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の6分の1(改正前10分の1)とすること(法349の3⑤、旧則11の2③)。

エ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日(④については、平成27年3月31日)まで延長すること(法附則15②、則附則6⑩、旧法附則15③、旧令附則11⑤、旧則附則6⑬)。

① 対象から土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による土壤の汚染を除去するための償却資産を除外すること。

② 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設については課税標準をその価格の2分の1(改正前3分の1)とすること。

③ 対象資産に土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を追加した上、課税標準をその価格の2分の1とすること。

④ 下水道除害施設については課税標準をその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(大臣配分資産又は知事配分資産にあっては4分の3)を乗じて得た額(改正前4分の3)とすること。

オ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を限定した上、その取得期限を平成26年3月31日まで延長すること(法附則15⑧、則附則6⑰)。

カ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の5分の4(改正前4分の3)とした上、その適用期限を平成25年度まで延長すること(法附則15⑳)。

キ 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産の見直しを行った上、その適用期限を平成28年度まで延長すること(法附則15の2②、令附則11の2③、則附則6の3)。

ク 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、第1種中高層耐火建築物

である貸家住宅に係る減額割合を新築後3年度間は3分の2減額、その後2年度間は2分の1減額（改正前新築後5年度間は3分の2減額）とした上、その対象住宅の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8①②）。

(17) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（則10の13）。

イ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑧、旧令附則11⑫、旧則附則6 22, 23）。

ウ 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑬、旧則附則6 39）。

エ 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑭、旧令附則11 25, 26、旧則附則6 41）。

オ 政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15 34、旧則附則6 55, 56）。

カ 旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15の3②③、旧令附則11の3②③、旧則附則6の4②③）。

(18) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 軽自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等として取得された軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。

(1) 平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則57④⑥⑧）。また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32③、34④⑦）。当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び当該特例の適用を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び自動車持出困難区域内の軽自動車等（以下「対象区域内軽自動車等」という。）が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（則附則25④～⑥）。

(2) 対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽

自動車等」という。)を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成24年度分及び平成25年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした(法附則57⑤⑦⑨)。また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした(令附則32④、34⑤⑧)。当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び当該特例の適用を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした(則附則25④～⑥)。

- (3) 対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした(法附則57⑬)。また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等軽自動車等の登録事項等証明書等を当該対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出しなければならないこととした(則附則⑦～⑨)。

4 事業所税

- (1) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設のうち平成29年3月31日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を講ずることとした(法附則33①、令附則16の2の8①、則附則12の3①)。
- (2) 沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象事業を拡大した上、同法の改正に伴う規定の整備を行い、その適用期限を5年延長することとした(法附則33②)。
- (3) 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設のうち平成29年3月31日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を講ずることとした(法附則33③)。
- (4) 沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設のうち平成29年3月31日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から5年間2分の1控除する措置を講ずることとした(法附則33

④、令附則16の2の8④)。

- (5) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした(令56の26の5)。
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととした。

第3 その他

- 1 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずることとした(法17の4①I)。
- 2 第1の3(5)～(7)及び第2の2(12)～(14)については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域を、平成23年3月11日から居住困難区域であったものとみなすこととした(改正法附則15①、改正令附則9①、改正則附則7①)。
- 3 第1の4(11)については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域を、平成23年3月11日から自動車持出困難区域であったものとみなすこととした(改正法附則15②、改正令附則9②、改正則附則7②)。
- 4 第1の6(2)及び第2の3については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域を、平成23年3月11日から自動車持出困難区域であったものとみなすとともに、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税について適用することとした(改正法附則15②、改正令附則9②、改正則附則7②)。

Ⅲ 国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項

- 1 平成25年度から平成27年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした(国有資産等所在市町村交付金法附則⑮)。
- 2 国から新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、平成25年度において固定資産税を課されるべきものについては、平成25年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずることとした(国有資産等所在市町村交付金法附則⑰)。

Ⅳ 特記事項

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有

無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があったことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律】

第1 地方税法に関する事項（第1条及び第2条関係）

1 地方消費税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げることとした（地方税法第72条の83関係）。

- (1) 平成26年4月1日から63分の17（消費税率換算1.7%）
- (2) 平成27年10月1日から78分の22（消費税率換算2.2%）

2 譲渡割の中間申告納付

直前の課税期間の確定消費税額が48万円（1年分）以下であることにより消費税に係る中間申告義務のない事業者が、消費税に係る中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、その提出期限までに、当該中間申告書に記載された金額、当該金額に63分の17（平成27年10月1日から78分の22）を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を都道府県の知事に提出し、その申告した金額に相当する譲渡割を当該都道府県に納付しなければならないものとする（地方税法第72条の87関係）。

3 地方消費税の清算

都道府県は、地方消費税の清算について、次のとおり現行分と引上げ分とを区分して行うものとした（地方税法第72条の114関係）。

- (1) 国から払い込まれた譲渡割及び貨物割の納付額の合算額の17分の10（平成27年10月1日から22分の10）に相当する額から国に支払った徴収取扱費の額に相当する額を減額した額について、地方消費税の清算を行う（現行分に相当）。
- (2) 国から払い込まれた譲渡割及び貨物割の納付額の合算額の17分の7（平成27年10月1日から22分の12）に相当する額について、地方消費税の清算を行う（引上げ分に相当）。

4 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

都道府県は、引上げ分の地方消費税収に係る清算後の額（3の(2)の清算後の額）の2分の1に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口で按分して交付するものとした（地方税法第72条の115関係）。

5 引上げ分の地方消費税の使途の明確化

都道府県は引上げ分の地方消費税収に係る清算後の額（3の(2)の清算後の額）から4により当該都道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、市町村は4により都道府県から交付を受けた額に相当する額を、それぞれ消費税法第1条第2項に規定する経費（「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（社会保障4経費））その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとした（地方税法第72条の116関係）。

第2 地方交付税法に関する事項（第3条から第5条まで関係）

消費税の収入額に対する地方交付税の率を次のとおり変更することとした（地方交付税法第6条関係）。

- 1 平成26年度から22.3%（消費税率換算1.40%）
- 2 平成27年度から20.8%（消費税率換算1.47%）
- 3 平成28年度から19.5%（消費税率換算1.52%）

第3 施行期日に関する事項

第4、第5及び第6は公布の日から、第2の2は平成27年4月1日から、第1の1の(2)は同年10月1日から、第2の3は平成28年4月1日から、その他は平成26年4月1日から施行することとした。

第4 地方消費税率の引上げに当たっての措置に関する事項

地方消費税率の引上げに当たっての措置を次のとおり講ずることとした（附則第19条関係）。

- 1 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとした。
- 2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することとした（議員提案「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案」により追加）。

- 3 この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1の1の(1)及び(2)の地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、1及び2の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとした。

第5 経過措置等に関する事項

- 1 引上げ分の地方消費税収が平年度化するまでの経過措置として、現行分の地方消費税収の割合（第1の3の(1)における「 $\frac{1}{7}$ 分の $\frac{1}{10}$ （平成27年10月1日から $\frac{2}{2}$ 分の $\frac{1}{10}$ ）」）については、平成26年度は「 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{10}$ 」、平成27年度は「 $\frac{1}{7}$ 分の $\frac{1}{10}$ 」、平成28年度は「 $\frac{2}{1}$ 分の $\frac{1}{10}$ 」とし、関係規定について所要の読替え措置を講ずることとした。また、同様に、引上げ分の地方消費税収の割合（第1の3の(2)における「 $\frac{1}{7}$ 分の $\frac{7}{7}$ （平成27年10月1日から $\frac{2}{2}$ 分の $\frac{1}{2}$ ）」）については、平成26年度は「 $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{2}{2}$ 」、平成27年度は「 $\frac{1}{7}$ 分の $\frac{7}{7}$ 」、平成28年度は「 $\frac{2}{1}$ 分の $\frac{1}{1}$ 」とし、関係規定について所要の読替え措置を講ずることとした（附則第7条、第13条関係）。
- 2 その他所要の規定の整備等を行うこととした。

第6 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する事項

本日付けで公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年8月22日法律第68号。以下「国税に係る税制抜本改革法」という。）第7条においては、地方税制に係るものも含め、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策が掲げられており（別添参照）、同条に規定された基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならないこととされた（国税に係る税制抜本改革法第7条関係）。

第7 その他の特記事項

今回の地方税法及び地方交付税法の一部改正については、地方における社会保障の安定財源の確保や財政健全化に寄与するものである。これを踏まえ、各都道府県及び市町村においては、今回の社会保障・税一体改革の意義や必要性等について、住民の理解を得ることができるよう、十分な周知を図られたこと。

市町村税の現況

1. 税目別構成

市町村税は、その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される普通税と特定の費用に充てるために課される目的税から構成されている。

普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を2本柱に、軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税についても法定目的税と法定外目的税があり、本県の市町村では、法定目的税のうち入湯税（奈良市、大和郡山市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村、上北山村）、事業所税（奈良市のみ）及び都市計画税（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町。うち平群町は平成3年度から課税凍結中。）が課税されている。

また、奈良市、天理市、香芝市の3市を除く36市町村が国民健康保険税を課税している。（平成24年3月31日現在）

平成23年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて0.4%下回った。主な減少要因として、長引く景気低迷の影響による市町村民税の減少が挙げられる。

第1表 平成23年度 市町村税の税目別調定表

(単位：千円・%)

税目別	区 分	現年課税分調定額		対前年比 ①/②
		平成23年度①	平成22年度②	
一 普通税		160,602,309	161,321,504	99.6
1 法定普通税		160,602,309	161,321,504	99.6
(1) 市町村民税		80,666,082	82,301,416	98.0
(2) 固定資産税		70,286,539	70,297,330	100.0
(3) 軽自動車税		2,073,839	2,043,207	101.5
(4) 市町村たばこ税		7,575,849	6,679,551	113.4
(5) 特別土地保有税		0	0	-
2 法定外普通税		0	0	-
二 目的税		9,816,634	9,819,173	100.0
1 法定目的税		9,816,634	9,819,173	100.0
(1) 入湯税		36,585	45,976	79.6
(2) 事業所税		918,797	895,086	102.6
(3) 都市計画税		8,861,252	8,878,111	99.8
2 法定外目的税		0	0	-
三 旧法による税		0	0	-
合 計		170,418,943	171,140,677	99.6
国民健康保険税		22,138,319	22,379,275	98.9
国民健康保険料		12,536,962	12,588,281	99.6

2. 市町村民税

ここでは、平成24年度市町村税課税状況等調（平成24年7月1日現在）をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

所得割の納税義務者数は、551,464人で対前年度比0.4%の増、所得割額は、対前年度比3.9%増の69,399,588千円となっている。

第2表 所得区分別所得割額等

区 分	年 度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡所得 等を有する者	合 計
	平24 ② (人)	420,855	19,959	775	105,118	4,757	551,464
所得割額	平23 ③ (千円)	54,541,372	2,823,336	71,590	7,370,131	1,994,654	66,801,083
	平24 ④ (千円)	56,974,088	2,965,498	69,059	7,312,768	2,078,175	69,399,588
1人当たりの 所得割額	平23 ⑤ (円)	129,870	140,660	96,094	71,186	409,832	121,636
	平24 ⑥ (円)	135,377	148,579	89,108	69,567	436,867	125,846
伸び率	②/① (%)	100.2	99.4	104.0	101.5	97.7	100.4
	④/③ (%)	104.5	105.0	96.5	99.2	104.2	103.9
	⑥/⑤ (%)	104.2	105.6	92.7	97.7	106.6	103.5

第3表 所得区分別納税義務者の伸び等

(単位：人)

区 分	年 度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	指 数 平成15年度=100									
												15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
給 与 所 得 者		428,353	417,373	426,789	428,327	431,850	434,598	435,848	423,419	419,970	420,855	100	97	100	100	101	101	102	99	98	98
営 業 等 所 得 者		27,769	26,314	26,759	26,743	25,646	24,378	22,582	20,472	20,072	19,959	100	95	96	96	92	88	81	74	72	72
農 業 所 得 者		859	873	1,111	855	842	879	653	670	745	775	100	102	129	100	98	102	76	78	87	90
そ の 他 の 所 得 者		52,405	51,841	64,772	93,402	95,348	96,661	98,511	101,367	103,533	105,118	100	99	124	178	182	184	188	193	198	201
分離譲渡所得等を有する者		2,729	14,721	7,074	10,175	8,845	7,744	4,118	4,393	4,867	4,757	100	539	259	373	324	284	151	161	178	174
合 計		512,115	511,122	526,505	559,502	562,531	564,260	561,712	550,321	549,187	551,464	100	100	103	109	110	110	110	107	107	108
県 人 口		1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	1,415,644	1,410,754	1,404,448	1,400,154	1,399,505	1,394,444	100	100	99	99	98	98	97	97	97	96

第3表は、所得区分別に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 納税義務者数の合計は、対前年度比0.4%増加しているが、内訳をみると、「給与所得者」、「農業所得者」、「その他の所得者」で増加する一方、「営業等所得者」、「分離譲渡所得等を有する者」で減少している。

第4表 所得区分別所得割額の伸び等

(単位：千円)

区 分	年 度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	指 数 平成15年度=100									
												15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
給 与 所 得 者		52,943,934	48,135,445	51,166,840	53,098,744	62,734,331	62,001,619	61,476,536	55,774,922	54,541,372	56,974,088	100	91	97	100	118	117	116	105	103	108
(定率減税含まず)		58,499,457	53,324,173	56,638,046	55,792,514	-	-	-	-	-	-	100	91	97	95	-	-	-	-	-	-
営 業 等 所 得 者		3,923,047	3,557,234	3,762,702	3,887,110	3,594,076	3,449,026	3,300,350	2,840,648	2,823,336	2,965,498	100	91	96	99	92	88	84	72	72	76
(定率減税含まず)		4,161,379	3,780,916	4,000,006	4,003,506	-	-	-	-	-	-	100	91	96	96	-	-	-	-	-	-
農 業 所 得 者		42,259	40,688	79,842	35,622	53,796	70,587	39,556	42,125	71,590	69,059	100	96	189	84	127	167	94	100	169	163
(定率減税含まず)		48,301	46,671	90,305	38,078	-	-	-	-	-	-	100	97	187	79	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 所 得 者		3,628,801	3,467,612	3,787,978	5,445,924	7,456,170	7,601,823	7,577,795	7,475,381	7,370,131	7,312,768	100	96	104	150	205	209	209	206	203	202
(定率減税含まず)		3,968,144	3,794,261	4,182,313	5,751,986	-	-	-	-	-	-	100	96	105	145	-	-	-	-	-	-
分離譲渡所得等を有する者		1,865,193	4,415,910	3,305,946	4,666,456	3,957,628	3,562,673	2,061,637	1,730,567	1,994,654	2,078,175	100	237	177	250	212	191	111	93	107	111
(定率減税含まず)		1,925,301	4,654,966	3,444,788	4,767,389	-	-	-	-	-	-	100	242	179	248	-	-	-	-	-	-
合 計		62,403,234	59,616,889	62,103,308	67,133,856	77,796,001	76,685,728	74,455,874	67,863,643	66,801,083	69,399,588	100	96	100	108	125	123	119	109	107	111
(定率減税含まず)		68,602,582	65,600,987	68,355,458	70,353,473	-	-	-	-	-	-	100	96	100	103	-	-	-	-	-	-

第4表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 所得割額の合計は、主に給与所得者の所得割額の増加により、約26億円（前年度比3.9%）の増加となっている。

3. 固定資産税

(1) 土地、家屋の面積（地積、床面積）及び筆（棟）数

(ア) 土地の総地積及び家屋の総床面積は、固定第1表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,375,934,074㎡であって、地目別内訳は、田 190,508,968㎡、畑 80,419,927㎡、宅地 149,667,711㎡、山林 876,797,174㎡、その他 78,540,294㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.7%、田 13.8%、宅地 10.9%、畑 5.8%、その他 5.7%となっている。

前年度対比では、土地全体では 0.1%減少であり、田が 0.5%減少、畑が 0.3%減少、宅地が 0.4%増加、山林が 0.1%減少、その他が 0.3%増加となっている。

一方、家屋の総床面積は 85,615,341㎡であって、このうち木造家屋は 49,403,822㎡、非木造家屋は 36,211,519㎡となっており、それぞれ全体に占める割合は、木造家屋 57.7%、非木造家屋 42.3%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.5%の伸びであり、木造家屋が 0.4%、非木造家屋が 0.7%増加している。

(イ) 土地の総筆数、家屋の総棟数は、固定第2表のとおりである。

これによると土地の総筆数は、2,033,690筆であって、その割合は多いものから宅地 44.3%、山林 19.5%、田 17.1%、畑 11.3%、その他 7.8%となっている。

また、土地1筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の約2/3を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.5%でしかない。

総筆数の前年度対比では、田 0.8%減少、畑 0.6%減少、宅地 0.1%増加、山林 0.2%減少、その他 0.6%増加となっている。

一方、家屋の総棟数は 694,767棟であって、このうち木造家屋は 534,867棟、非木造家屋は 159,900棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 77.0%、非木造家屋 23.0%となっている。

総棟数の前年度対比では、家屋全体では 0.3%増加し、木造家屋が 0.4%増加、非木造家屋が 0.2%減少となっている。

(固定第1表) 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区分	平成23年度		平成24年度		対比 B/A	
	面積 A	比率	面積 B	比率		
土地	田	191,427,555	13.9	190,508,968	13.8	99.5
	畑	80,697,610	5.9	80,419,927	5.8	99.7
	宅地	149,026,886	10.8	149,667,711	10.9	100.4
	山林	877,428,662	63.7	876,797,174	63.7	99.9
	その他	78,316,794	5.7	78,540,294	5.7	100.3
	計	1,376,897,507	100.0	1,375,934,074	100.0	99.9
家屋	木造	49,185,349	57.8	49,403,822	57.7	100.4
	非木造	35,969,250	42.2	36,211,519	42.3	100.7
	計	85,154,599	100.0	85,615,341	100.0	100.5

(固定第2表) 土地及び家屋の筆数・棟数等

(単位：筆・棟・㎡・%)

区分	平成23年度			平成24年度			対比		
	筆(棟)数 A	比率	単位当たり面積 B	筆(棟)数 C	比率	単位当たり面積 D	C/A	D/B	
土地	田	350,591	17.2	546.0	347,705	17.1	547.9	99.2	100.3
	畑	231,882	11.4	348.0	230,451	11.3	349.0	99.4	100.3
	宅地	900,590	44.2	165.5	901,136	44.3	166.1	100.1	100.4
	山林	396,504	19.5	2,212.9	395,561	19.5	2,216.6	99.8	100.2
	その他	157,967	7.8	495.8	158,837	7.8	494.5	100.6	99.7
	計	2,037,534	100.0	675.8	2,033,690	100.0	676.6	99.8	100.1
家屋	木造	532,825	76.9	92.3	534,867	77.0	92.4	100.4	100.1
	非木造	160,176	23.1	224.6	159,900	23.0	226.5	99.8	100.8
	計	693,001	100.0	122.9	694,767	100.0	123.2	100.3	100.2

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、固定第3表のとおりである。

これによると納税義務者数は、土地にあつては 391,862人、家屋にあつては 426,883人、償却資産にあつては 8,188人である。

前年度対比では、土地が 0.3%増加、家屋が 0.6%増加、償却資産がほぼ同数となっている。

(固定第3表) 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		24年/23年
	平成23年度	平成24年度	
土 地	390,816	391,862	100.3
家 屋	424,455	426,883	100.6
償 却 資 産	8,191	8,188	100.0
計	823,462	826,933	100.4

(3) 価格、課税標準額等

価格及び課税標準額等は、固定第4表のとおりである。

(ア) 価格

平成24年度は評価替えの年度にあたり、土地及び家屋については評価替えが実施されている。

土地にあつては、一般田 21,980,014千円 (1.2%減)、介在田等 174,910,627千円 (2.6%減)、一般畑 4,054,048千円 (0.4%減)、介在畑等 54,843,132千円 (4.1%減)、宅地 5,228,168,337千円 (2.3%減)、一般山林 17,512,090千円 (2.5%減)、介在山林 18,539,795千円 (2.2%増)、その他 397,950,602千円 (2.3%減) となり、土地全体で前年度比 2.3%減となった。

家屋にあつては、木造家屋 861,324,548千円 (9.0%減)、非木造家屋 1,177,398,183千円 (9.7%減) となり、家屋全体で前年度対比で 9.5%減となった。

償却資産にあつては、市町村長決定分が 327,577,131千円 (5.4%減)、大臣・知事配分が 384,317,065千円 (2.5%減) となり、償却資産全体で前年度対比で 3.8%減となった。

(イ) 課税標準額

① 近年の地価の下落を反映し、土地の平均価格は全ての地目で横ばいもしくは減少している。課税標準額は負担調整措置の影響等により、一般田 20,537,025千円 (1.2%減)、介在田等 50,335,928千円 (1.6%減)、一般畑 3,611,051千円 (0.5%減)、介在畑等 15,919,450千円 (0.2%減)、宅地 1,695,590,039千円 (2.0%減)、一般山林 15,566,807千円 (2.6%減)、介在山林 11,430,417千円 (1.9%増)、その他 274,765,107千円 (1.7%減) となり、土地全体で前年度対比で 1.9%減となった。

家屋と償却資産にあつては、特例適用により若干の差は生じるものの基本的に価格と課税標準額は同額であり、前年度対比は (ア) 価格と同様である。

② 土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地 43.4%、家屋 42.2%、償却資産 14.4%となっている。

(固定第4表) 価格及び課税標準額等

区 分		平成23年度				平成24年度			
土 地	地 目	地 積	価 格	課税標準額	平均価格	地 積	価 格	課税標準額	平均価格
		(㎡) A	(千円) B	(法定免税点以上) (千円) C	B/A (円/㎡) D	(㎡) E	(千円) F	(法定免税点以上) (千円) G	F/E (円/㎡) H
土 地	一 般 田	179,990,802	22,237,925	20,777,264	124	178,099,774	21,980,014	20,537,025	123
	介 在 田 等	11,436,753	179,520,242	51,156,404	15,697	12,409,194	174,910,627	50,335,928	14,095
	一 般 畑	77,118,450	4,068,503	3,627,637	53	76,801,038	4,054,048	3,611,051	53
	介 在 畑 等	3,579,160	57,173,476	15,951,395	15,974	3,618,889	54,843,132	15,919,450	15,155
	宅 地	149,026,886	5,350,100,662	1,729,992,261	35,900	149,667,711	5,228,168,337	1,695,590,039	34,932
	一 般 山 林	873,848,319	17,955,077	15,986,989	21	873,210,218	17,512,090	15,566,807	20
	介 在 山 林	3,580,343	18,135,082	11,222,396	5,065	3,586,956	18,539,795	11,430,417	5,169
	そ の 他	78,316,794	407,247,582	279,610,475	5,200	78,540,294	397,950,602	274,765,107	5,067
	計	1,376,897,507	6,056,438,549	2,128,324,821	4,399	1,375,934,074	5,917,958,645	2,087,755,824	4,301
家 屋	構 造 別	床面積	価 格	課税標準額	平均価格	床面積	価 格	課税標準額	平均価格
		(㎡) A	(千円) B	(法定免税点以上) (千円) C	B/A (円/㎡) D	(㎡) E	(千円) F	(法定免税点以上) (千円) G	F/E (円/㎡) H
	木 造	49,185,349	946,999,623	944,376,216	19,254	49,403,822	861,324,548	858,728,303	17,434
	非 木 造	35,969,250	1,304,594,034	1,301,297,805	36,270	36,211,519	1,177,398,183	1,174,336,590	32,514
計	85,154,599	2,251,593,657	2,245,674,021	26,441	85,615,341	2,038,722,731	2,033,064,893	23,813	
償 却 資 産	区 分	価 格 (法定免税点以上)		課税標準額 (法定免税点以上)		価 格 (法定免税点以上)		課税標準額 (法定免税点以上)	
		(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
	市町村長決定分	346,305,531		344,362,574		327,577,131		325,733,177	
	大臣・知事配分	393,973,420		366,761,006		384,317,065		365,934,064	
計	740,278,951		711,123,580		711,894,196		691,667,241		

(4) 都市計画税

都市計画税を課している団体は、9市5町（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町。うち平群町は平成3年度から課税凍結中。）の14団体である。

都市計画税の課税の概要は、固定第5表のとおりである。

課税区域面積は、前年度対比で0.8%増加している。

(固定第5表)

(単位：人・%)

区 分		平成23年度	平成24年度	24年/23年 (%)
課税区域面積	(千m ²)	101,757	102,577	100.8
納税義務者数 (人)	土地	233,666	235,378	100.7
	家屋	262,260	264,537	100.9
決定価格 (千円)	土地	4,026,070,274	3,946,696,776	98.0
	家屋	1,468,949,981	1,339,161,959	91.2
課税標準額 (千円)	土地	1,934,632,706	1,900,315,916	98.2
	家屋	1,465,935,161	1,336,422,760	91.2

4. その他の諸税等

(1) 市町村たばこ税

奈良県の平成23年度のたばこの総売渡本数は、16億6677万本で前年度の18億1063万本に比べ7.9%の減となった。
市町村たばこ税の23年度の調定額は、7,576,396千円で前年度の6,679,551千円に対し13.4%の増となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前年度対比 (%)				
						19/18	20/19	21/20	22/21	23/22
市部	5,858,109	5,562,824	5,279,862	5,386,708	6,095,938	98.3	95.0	94.9	102.0	113.2
町村部	1,460,975	1,338,753	1,275,337	1,292,843	1,480,458	98.5	91.6	95.3	101.4	114.5
計	7,319,084	6,901,577	6,555,199	6,679,551	7,576,396	98.4	94.3	95.0	101.9	113.4

(2) 軽自動車税

平成23年度の軽自動車税の調定額は、2,321,628千円、前年の2,298,933千円に対し、1.0%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、合計徴収率は88.4%、滞納繰越分の徴収率においては、20.5%にとどまっている。前年度と比較して徴収率においては、0.7ポイント上昇し、滞納繰越分の徴収率においても、1.3ポイント上昇している。

(3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったこととともない、75歳以上の者が後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の被保険者には、あらたに後期高齢者支援金等課税(賦課)分を課することとなった。

国民健康保険の状況

	平成20年3月31日現在		平成21年3月31日現在		平成22年3月31日現在		平成23年3月31日現在		平成24年3月31日現在		
	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	
県の状況	世帯数A	545,391	100	550,523	101	555,909	102	560,519	103	564,867	104
	人口B	1,419,626	100	1,414,970	100	1,411,715	99	1,406,701	99	1,401,243	99
加入者の状況	世帯数C	261,865	100	207,007	79	207,218	79	208,524	80	209,785	80
	被保険者D	499,529	100	383,449	77	380,155	76	379,577	76	378,363	76
加入割合	世帯数C/A	48.0	100	37.6	78	37.3	78	37.2	77	37.1	77
	被保険者D/B	35.2	100	27.1	77	26.9	77	27.0	77	27.0	77
	加入一世帯当たり被保険者数D/C	1.91	100	1.85	97	1.83	96	1.82	95	1.80	95

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
課税 A	38,547,756	39,697,037	39,861,898	26,986,723	26,325,641	25,432,215	25,882,022
課税限度額を超える金額 B	5,740,768	6,710,083	6,309,252	3,561,013	2,625,776	2,543,862	2,380,370
B/(A+B)	13.0	14.5	13.7	11.7	9.1	9.1	8.4

後期高齢者支援金等課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
課税 A				7,081,745	6,935,212	6,644,810	6,809,463
課税限度額を超える金額 B				983,461	786,643	637,544	588,312
B/(A+B)				12.2	10.2	8.8	8.0

介護納付金課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
課税 A	2,587,086	2,704,183	2,746,429	2,938,304	2,822,773	2,806,923	2,862,657
課税限度額を超える金額 B	400,371	472,050	493,751	652,743	504,057	433,821	404,434
B/(A+B)	13.4	14.9	15.2	18.2	15.2	13.4	12.4

三 税率の採用状況

1. 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

◇制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町・明日香村の10市1町1村。

◇不均一課税により、資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

◇その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2. 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、平群町（1.58%）・十津川村（1.6%）・下北山村・上北山村（1.65%）の4団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成23年度の調定済額・収入済額は、長引く景気低迷の影響により、個人住民税が前年度に引き続き減少し、調定済額・収入済額ともに減少したが、法人住民税に回復の兆しが見える。

徴収率は、現年課税分は98.3%（前年度比で0.2ポイント増）、滞納繰越分は19.1%（前年度比で1.0ポイント増）となり、双方を合わせた徴収率（合計）は92.1%（前年度比で0.6ポイント増）となった。厳しい納税環境のなか、現年課税分、滞納繰越分ともに徴収率が上昇したことで、合計の徴収率も前年度を上回ることができた。

しかしながら、全国平均徴収率（平成23年度：現年課税分98.4%、滞納繰越分21.4%、合計93.7%）と比較すると、依然、低い水準にあり、より一層の徴収努力がもとめられる。

市町村税の決算状況(国民健康保険税(料)を除く)

